

20031365

厚生労働科学研究研究費補助金
がん予防等健康科学総合研究事業

エステティックサロンにおける
身体危害の防止に関する研究

平成15年度 総括研究報告書

平成16(2004)年 3月

主任研究者 大原 國章

目 次

I. 総括研究報告書	
エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究	3
大原國章	
(資料1) エステティシヤンの知識に関するアンケート調査用紙	21
(資料2) 座談会	
「エステティックサロン内における 消費者への身体危害防止について」 エステティシヤン養成校講師2グループ分の載録	25
(資料3) 座談会配布資料	
「エステティックに関する相談データ」	57
(資料4) エステティックサービスの実地体験「チェックリスト」	61

厚生労働科学研究費補助金（がん予防等健康科学総合研究事業）
総括研究報告書

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究

主任研究者 大原 國章 国家公務員共済組合連合会虎の門病院皮膚科部長

研究要旨

本研究の初年度（平成 13 年）は、エステティックサービスによって熱傷、湿疹、色素沈着等の消費者への身体危害が増加している要因を分析するために、エステティック事業者へのアンケート調査（有効回答 629 店）、エステティックサービスの実地体験および事業者への面談調査（計 67 店舗）を実施。その結果、消費者への身体危害を誘引する大きな原因として、各施設（エステティックサロン）における衛生上の管理基準の不統一ならびに衛生管理に関する従事者の意識の低さ、またエステティックサービスを提供する個々の技術者（エステティシャン）の技術レベルや知識レベルの差違が浮かび上がった。

翌平成 14 年度は、前年度の結果を踏まえて、エステティシャンの教育・養成方法に関して、エステティシャン養成校へのアンケート調査（有効回答 25 校）及び施設訪問・面談調査（9 校）、事業所内での従業員教育実態アンケート調査（有効回答 264 店）、さらにはエステティシャン養成校就学中の生徒を対象にした消費者への身体危害防止に関する意識調査アンケート（有効回答 268 人）を実施した。各調査研究によって、エステティックサービスの裏付けとなる基礎的な理論教育が不十分であり、技術習得に重点がおかれた教育傾向であることも判明した。さらに教育・養成に使用している教材の種類も少なく、その内容も「人の皮膚に直接手を触れる職業」に従事する技術者養成の教材としては、十分とは考えにくいものであった。今年度の平成 15 年は、任意のエステティシャン資格を所有する技術者 6,912 人を対象に「エステティシャンの知識に関するアンケート調査」を実施（有効回答 924 人）。技術者として習得してきた知識の内容及び習得の経歴等について質問した。

また、「エステティックサロン内における消費者への身体危害防止について」をテーマに、エステティシャン養成校の講師、大手サロンの社内教育担当者ならびに技術者、中小個人経営サロンの経営者、技術者ら合計 41 人を 6 つのグループに分けて座談会を開催した。さらに「エステティックサービスの実地体験調査」（計 58 店舗）を実施し、サロン内の衛生管理の状態、技術者の知識レベル、身体危害への対応と防止策等についてチェックした。

その結果、まずエステティックサービスによって消費者への身体危害が起こっている現状（発表されている危害の内容や件数）の認識が希薄であることが分かった。その背景には、危害を起こす危険性を含んだ行為についての教育現場での指導が徹底されていないこと、そして危害の内容や原因を公にして情報を共有できる場や仕組みがエステティック業界内にはないことが分かった。また、教育内容や時間数に不満や疑問を感じている既就業中の技術者も多く、多様化するサロンの営業メニューに対応した実践的な教育カリキュラムを望む声が多かった。現実的には、皮膚疾患や医薬品等に関する基礎的な知識のないことが、施術提供の際の適正な判断（施術が可能か否か）の妨げになると同時に、身体危害の一因になるのではと考える。

本調査研究のまとめとして、消費者への身体危害を予防し発生させないためには、「人の皮膚に直接手を触れる職業」に携わるための知識の向上、特に皮膚疾患や感染症等の知識の習得、またサロン自体が感染症等の媒介にならないような衛生管理の実践とそれに関わる知識の習得が必要と考える。

今後は、医師等の専門家の協力を得ながら、消費者への身体危害防止に向けた取り組みを強化するとともに、身体危害情報の共有化、あるいは現場で日常的に使用できる身体危害防止に関するマニュアル等の整備・普及が望まれる。

分担研究者

戸佐眞弓 まゆみクリニック 院長
山下理絵 湘南鎌倉総合病院
形成外科・美容外科部長

平成 15 年度の本調査研究では、上記 2 点の生じる原因把握に主眼をおき、また「エステティシヤンの知識に関するアンケート調査」、「エステティックサロン内における消費者への身体危害防止について」をテーマとした座談会を開催した。さらに「エステティックサービスの実地体験調査」を実施し、サロン内の衛生状況、現場エステティシヤンの身体危害に対する意識と危害が起こった場合の対応方法等について調べた。

A. 研究目的

平成 13 年度、平成 14 年度の本調査研究において、消費者への身体危害が発生する大きな要因は、以下の 2 点である。

- ①エステティックサービスを提供する個々の技術者（以下エステティシヤンと表記）の知識レベルに差異がある
- ②サロン内の衛生上の管理に対する意識の低さとサロン現場での衛生管理の不徹底

B. 研究方法

本調査研究は、以下の方法で実施した。

(1) エステティシヤンの知識に関するアンケート調査

エステティック業界団体の認定する資格を持つエステティシヤン 6,912 人に調査票を郵送。回収した。(調査票郵送=6,912 通、有効回答=924 通)。

(2) 座談会「エステティックサロン内における消費者への身体危害防止について」

エステティシヤン養成校(日本エステティック協会認定校)の講師、大手サロンの社内教育担当者ならびに技術者、中小個人経営サロンの経営者、技術者ら合計 41 人を 6 つのグループに分けて開催した。

(3) 「エステティックサービスの実地体験調査」

サロン規模(店舗数、技術者数)、営業種目等の条件で選出したエステティックサロン計 58 店舗に赴き、提供しているサービス内容、衛生管理の状態、担当技術者の知識レベル、身体危害が起こった場合の対応等について調査した。

C. 研究結果

(1) エステティシヤンの知識に関するアンケート調査

《調査の目的》

現在の教育内容を見直すための課題、及び今後必要と思われる習得テーマを具体的に把握するのを目的とした。具体的な項目としては、既就業中のエステティシヤンが、過去にどこで教育を受け、その時の知識習得度、技術習得度は十分なものであったか? また知識レベル、技術レベルを高めるために、日常的にどのような

学習・勉強を続けているのか? 今後、どのような知識を身に付けたいと思っているのか? 等である。

《調査方法》

●調査期間

平成 15 年 12 月 10 日～平成 16 年 2 月 28 日

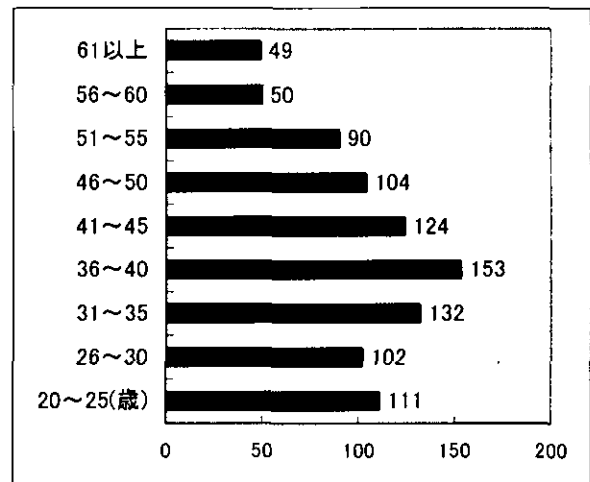
●調査対象

エステティック業界団体の認定する資格を持つエステティシヤン 6,912 人。

(調査票郵送=6,912 通、有効回答=924 通(回答率=13.4%)、転居先不明=331 通、廃業ほか=6 通、未返送=5,651 通)。

《調査結果》

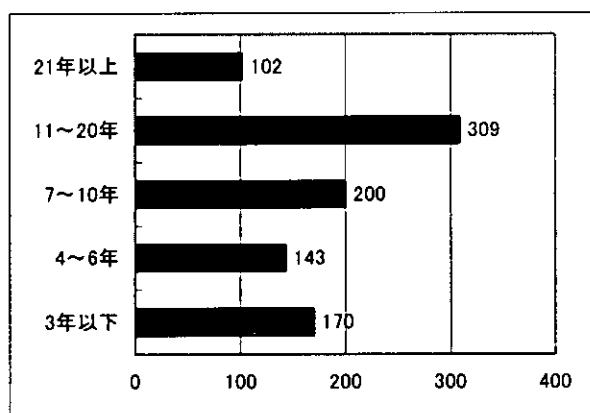
●回答者年齢別構成



- ・ 20 歳～25 歳 111 人
- ・ 26 歳～30 歳 102 人
- ・ 31 歳～35 歳 137 人
- ・ 36 歳～40 歳 157 人
- ・ 41 歳～45 歳 124 人
- ・ 46 歳～50 歳 104 人
- ・ 51 歳～55 歳 90 人
- ・ 56 歳～60 歳 50 人
- ・ 61 歳以上 49 人

●エステティシャンとしての実務経験年数

・ 3年以下	170人
・ 4年～6年	143人
・ 7年～10年	200人
・ 11年～20年	309人
・ 21年以上	102人



●所有する国家資格

・ 理美容師	236人
・ 栄養士	28人
・ 鍼灸あんまマッサージ師	13人
・ 看護師	13人
・ 薬剤師	1人

●エステティシャンになろうと思った理由（複数回答）

・ 1位 自分がきれいになりたく	370人
・ 2位 将来有望な業種だから	344人
・ 3位 友人知人に薦められて	83人
・ 4位 家業を継ぐため	55人
・ 5位 家族に薦められて	53人
・ 6位 学校の先生に薦められて	12人

●エステティシャンになろうと思った時に最初に教育を受けた場所

・ エステティック専門学校	315人
・ 入社後のサロン内社員教育	251人
・ メーカー等の講習	239人
・ 通信教育	135人

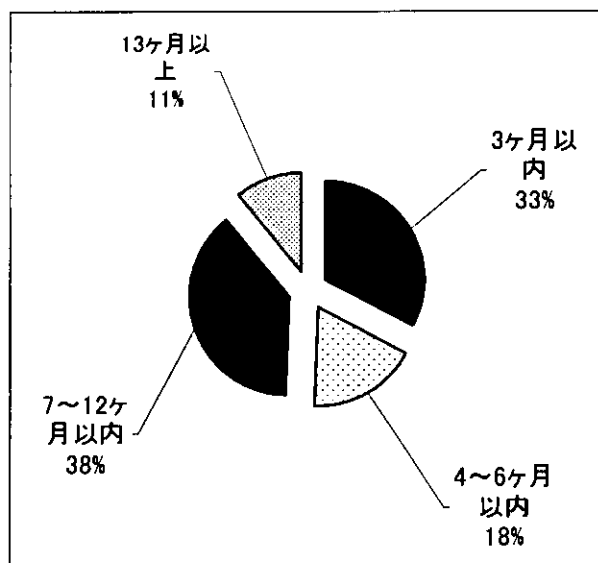
・ 理美容専門学校 116人

※近年、少子化による学校経営の難しさ背景に、ビジネススクール等が人気の高まりつつあるエステティックコースやエステティック専門科等を併設する動きが顕著になってきている。

他方、平成10年に理美容師法が改正され、2年制に教育期間が延長された理美容専門学校でもカリキュラムにエステティックを導入する学校が増えた。エステティシャンとしての実務経験の浅い若い人ほど、最初に教育を受けた場所としてエステティック専門学校や理美容学校の比率が高くなっていると思われる。また、エステティシャンには専門知識が必要であるといった認識や、専門知識を学んだ生徒の就職の有利さも手伝って、専門学校に生徒が集まるものと考えられる。

●エステティック専門学校での就学期間

・ 3ヶ月以内	32.8%
・ 4～6ヶ月以内	17.7%
・ 7～12ヶ月以内	38.8%
・ 13ヶ月以上	10.7%



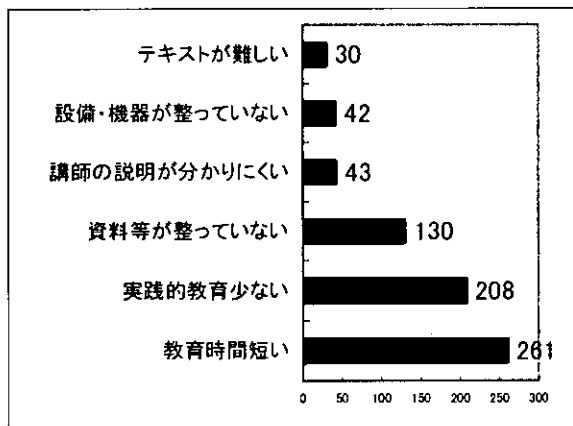
※エステティック専門学校で教育を受けた人たちの就学期間は、約3割が3ヶ月以内。6ヶ月以内の就学期間を合わせると約半数がそれに当たる。さらに、昨年の調査結果を踏まえると、基礎知識と基礎技術がそれぞれ半分ずつの時間数となり、人の皮膚に直接手を触れる職業に従事する技術者を養成する専門学校としては、基礎知識の教育時間があまりにも短すぎる。ただし、13ヶ月以上の教育を受けて就業する技術者が1割程度だが存在し、今後、きちんとした基礎知識の習得を前提とした教育の見直しの際には、あるべき教育期間の一例としてほしい。

●最初に学んだ時の知識や理論教育の内容

- ①十分だった 435人(48.0%)
- ②不十分だった 473人(52.0%)

【不十分だった理由・複数回答】

- ・教育時間が短い 261人
- ・実践的な教育が少ない 208人
- ・資料等が整っていない 130人
- ・講師の説明が分かりにくい 43人
- ・設備や機器等が整っていない 42人
- ・テキストの内容が難しい 30人

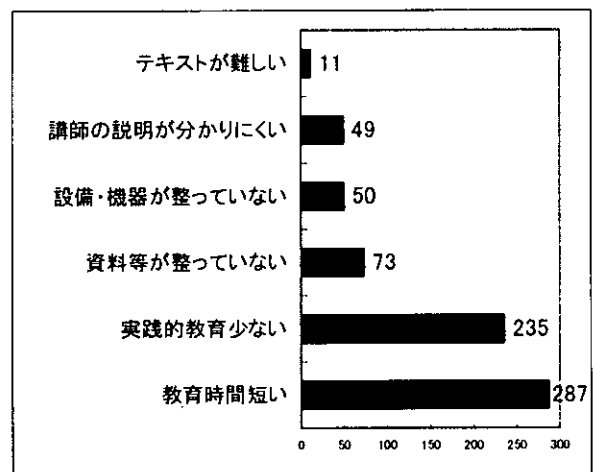


●最初に学んだ時の技術教育の内容

- ①十分だった 499人(52.3%)
- ②不十分だった 456人(47.7%)

【不十分だった理由・複数回答】

- ・教育時間が短い 287人
- ・実践的な教育が少ない 235人
- ・資料等が整っていない 73人
- ・設備や機器等が整っていない 50人
- ・講師の説明が分かりにくい 49人
- ・テキストの内容が難しい 11人

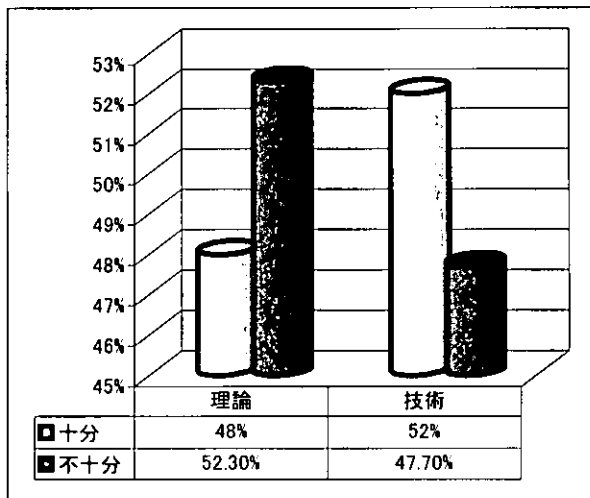


※技術教育に比べて、知識や理論教育に不十分さを感じている技術者の回答が多かったことは、サロン現場に出たときに必要となる知識や理論が十分に教えられていない、学校での勉強が実践の場では役立っていないことなどを裏付ける回答となっている。

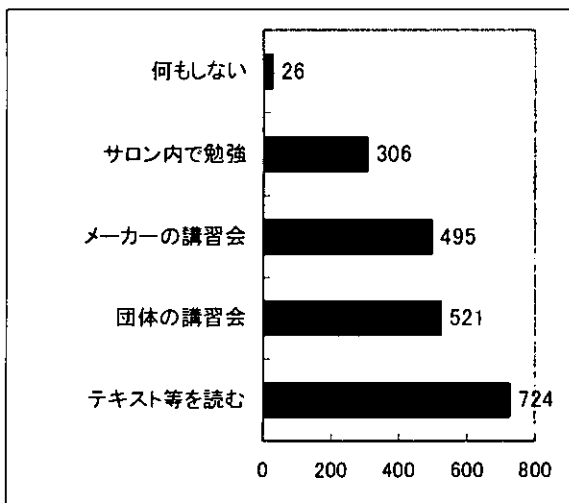
また、技術教育と知識や理論教育両方に不満を感じる理由として「時間が短い」、「実践的な教育が少ない」が上位を占めていることから、サロン現場での実務を想定した教育内容になっていないことが窺える。言い換えれば、“任意のエステティシャン資格”を取得するためのだけの教育が優先され、試験のための教育が行

われていることになる。

もう一つは、教える立場にある講師陣が、実務経験がなかったりサロン現場に精通していないことも不満の要因として考えられる。いずれにしても、現在の教育内容や短期間に養成された技術者では、消費者が安心してサービスを受けられる環境とは思えない。



●知識や技術のレベルを高めるためにしている学習・勉強方法（複数回答）



- ・テキスト、書籍、雑誌等を読む 724 人
- ・団体主催の講習会に行く 521 人
- ・メーカー主催の講習会に行く 495 人
- ・サロン内での勉強会 306 人

- ・特に何もしていない 26 人

●現在サロンで提供している営業種目（複数回答）

- ・フェイシャル 857 人
- ・ボディケア（痩身含む） 613 人
- ・ワックス脱毛 488 人
- ・まつ毛パーマ 353 人
- ・電気脱毛 193 人
- ・ケミカルピーリング 150 人
- ・シミ取り 120 人
- ・レーザー等の光脱毛 107 人
- ・シワ取り 88 人
- ・アートメイク 88 人
- ・フォトフェイシャル 49 人
- ・ホクロ取り 23 人

●過去に学んだ知識の中で、日常業務に役立っていること

皮膚に関する知識、衛生等に関する知識、化粧品等に関する知識などの基礎知識については、概ね学習してきたことがサロン現場で活かされていると思われる。ただし、何の知識もない一般消費者を相手に肌等の悩みに関するアドバイスをしたり、消費者からの質問に回答できたことが、評価の裏付けになっている。

ただし、専門的な知識に言及すれば、次質問の回答に見られるように、あくまでも基礎知識のレベルで応答できたことが、役立っている前提になる。昨今の多岐にわたるサービス内容等を考え合わせると、エステティックに対する高まる期待や要求に適正に応えられるだけの知識が身に付いているかについては疑問が残る。

●日常業務中に、過去に勉強しておけば良かったと思うこと

エステティックサービスの内容が多様化している現在、過去のサロンの状況を前提にした基礎教育では、知識・技術ともに現状に太刀打ちできず、より専門的な知識とそれに裏打ちされた技術の習得を望む声は多い。

例えば、専門的な皮膚に関する知識、皮膚疾患等や婦人科系疾患等の医学的な知識、食事指導に役立つ栄養学、最新の美容情報（化粧品や機器、健康食品）、心理学など、現在のサロン状況に合致した知識教育を求めている。

こうした背景には、リラックスだけでなく物理的な効果を求めるようになった消費者ニーズに応えたり、そのために使用する新しい化粧品や新しい機器への対応（使いこなし）といった、サロン現場の事情がうかがえる。

今後は、エステティシャンを目指す人たちはもとより、既就業者をも対象にした、時流にあった基礎知識や技術を改めて学べるような教育システムの確立が、技術者からも望まれている。

●今後エステティシャンとして学びたい知識とその理由

前質問の回答と重複するが、やはり日常的なサロンワークを補完するための知識や理論、技術の習得を望む人が多い。

また、具体的な記述内容についても、全質問の回答とほぼ同様であった。

過当競争といえるサロンの現状を考えると「一人のお客も逃がしたくない。お客の要望にすべて応えたい」といった姿勢が強く、他サロンとの差別化を図り、オリジナリティを打ち出すためにも、より専門的な知識や技術を欲していると思

われる。

●まとめ

本アンケート調査の回答者は、年齢が30歳～40歳、エステティックの実務経験は11年～20年の技術者が多い。そして当データを見る限り、11年～20年前にエステティック専門学校等で教育を受け、エステティシャンとして世に出た人たちの年齢が、現在30歳～40歳になっていると推測できる。

その当時は、エステティックというものがまだ社会に浸透していない時代であり、養成施設も教育内容も教材類も今ほど整ってなかったと推測する。またサロン数も少なく、過当競争といえる時代でもなかったであろう。

しかし現在では、エステティックは社会的にも注目される職種となってきた。過当競争のエステティックサロンでは、サービス内容の多種多様化が毎年のように進んでいる。しかもワックス脱毛→電気脱毛→レーザー脱毛へと施術内容が変化したように、サロン現場は施術効果とその簡便性だけを追求し、それを消費者にアピールするようになった。また、化粧品とハンドマッサージの組み合わせによる、作用が緩和な角質除去（ピーリング）から使用剤の薬理効果のみを利用して、ハンドマッサージを省いたケミカルピーリングへとサービス内容が変化してきたことも同様の理由であろう。そう考えると、現在行われているサービス内容に対応した知識や技術は、10年以上前の教育施設では教えられておらず、現在、サロンの日常業務で中核を担う世代のエステティシャンには、新たなエステティ

ックサービスに対応できるだけの十分な知識、技術が欠けていると思われる。

サービス内容が多様化すれば、当然、常に新しい知識や技術は必要になる。しかしエステティックサービス提供の対象が人間の体であることを考えれば、普遍的な基礎知識(皮膚の構造や体の仕組み等)やハンド技術の習得がまず先であり、それによってリラクゼーション等を目的にした適正な施術対応は可能だと思われる。ただ知識や理論教育、技術教育に物足りなさを感じている技術者は、事あるごとにその都度、一から基礎を学ばなくてはならないジレンマを現在の教育システムに感じている。だからこそ、養成校においてある程度サロン現場に立脚した現実的な教育を望むことと合わせて、既就業中の技術者を対象に、レベルに応じた再教育システムの構築も一考の余地があると考ええる。

教育期間の短さも指摘されているが、多様な要求を持つ消費者に対し、安心して技術を提供できるバックボーンとなるような基礎教育の充実と、サロン現場に密着した再教育の受けられる場が望まれている。

(2) 座談会「エステティックサロン内における消費者への身体危害防止について」

《調査の目的》

エステティシャン養成校の講師、大手サロンの社内教育担当者及び技術者、中小個人サロンの経営者及び技術者を対象に、以下、4つのテーマについて議論してもらい、消費者への身体危害の起こる原因、エステティシャンの養成に関わる課

題等について調査した。

1. エステティックサービスによる消費者への身体危害が発生していることを知っているか？また、そういった現状のあることを生徒やスタッフにどのように伝えているか？
2. エステティックサービスによって消費者への身体危害の起こる理由をどのように考えているか？
3. 消費者への身体危害をどのようにすれば未然に防ぐことが出来ると思うか？
4. 身体危害防止に役立つような技術者向けのテキストは必要か？また、どのような内容のテキストが望ましいと思うか？

※座談会で使用した参考資料等

- ①エステティックに関する相談(危害に関するもの) データ/出典: 国民生活センター
- ②エステティックサービスによる危害の現状と安全確保のための方策(概要抜粋) / 出典: 国民生活センター
- ③書籍・エステティックサロンにおける消費者身体危害防止とサロン内衛生管理のポイント / (財)日本エステティック研究財団 刊

《調査方法》

エステティシャン養成校の講師、大手サロンの社内教育担当者及び技術者、中小個人サロンの経営者及び技術者、計41名を6グループに分け議論してもらった。

●座談会開催場所

COSM021 (東京都港区虎の門)

●座談会開催日時

『平成 15 年 12 月 21 日 (日)』

AM10:00~PM12:00

PM13:30~PM15:30

- ・司会担当／大原國章 (主任研究者)

『平成 16 年 1 月 21 日 (水)』

AM10:00~PM12:00

PM13:00~PM15:00

- ・司会担当／山下理絵 (分担研究者)

『平成 16 年 1 月 22 日 (木)』

AM10:00~PM12:00

PM13:30~PM15:30

- ・司会担当／戸佐眞弓 (分担研究者)

以上、計 6 回開催

《調査対象 座談会出席者》

Aグループ (日本エステティック協会認定校講師 7名)

- ・サロンでの実務経験の有無
ある=5名 なし=2名
- ・サロンでの実務経験年数 (平均)
約 11 年
- ・養成校での講師実務経験年数 (平均)
約 9 年
- ・エステティシャンとしての教育を初めて受けたところ
理美容学校=1名 エステティック専門学校=2名 入社後の社員教育=4名

Bグループ (日本エステティック協会認定校講師 7名)

- ・サロンでの実務経験の有無
ある=4名 なし=3名
- ・サロンでの実務経験年数 (平均)
約 12 年
- ・養成校での講師実務経験年数 (平均)
約 7 年

- ・エステティシャンとしての教育を初めて受けたところ

エステティック専門学校=2名 入社後の社員教育=5名

Cグループ (大手サロン技術者 6名)

- ・サロンでの実務経験の有無
ある=5名 なし=1名
- ・サロンでの実務経験年数 (平均)
約 12 年
- ・エステティシャンとしての教育を初めて受けたところ
エステティック専門学校=1名 入社後の社員教育=5名
- ・エステティックサービスによる身体危害の経験
ある=5名 なし=1名

【身体危害例】

- ・肌トラブル、痩身コース時の貧血、脱毛による火傷、フェイシャル時の肌の赤味、ボディケア時の痣、脱毛後の色素沈着
- ・医師あるいは医療機関との提携の有無
ある=4名 なし=2名
- ・社内新人教育の期間
3ヶ月=5名 6ヶ月=1名

Dグループ (大手サロン社内教育担当者 7名)

- ・サロンでの実務経験の有無
ある=7名 なし=0名
- ・サロンでの実務経験年数 (平均)
約 8 年
- ・養成校での講師実務経験有無及び経験年数 (平均)
ある=2名 約 10 年 なし=5名
- ・社内教育担当者としての実務経験年数 (平均)

ある＝5名（約8年） なし＝1名

- ・エステティシャンとしての教育を初めて受けたところ

エステティック専門学校＝1名 入社後の社員教育＝6名

Eグループ（中小個人サロン技術者及びオーナー技術者7名）

- ・サロンでの実務経験の有無
ある＝7名 なし＝0名
- ・サロンでの実務経験年数（平均）
約10年
- ・エステティシャンとしての教育を初めて受けたところ
理美容学校＝1名 エステティック専門学校＝3名 メーカー等の講習会＝1名 入社後の社員教育＝1名 その他＝1名
- ・エステティックサービスによる身体危害の経験
ある＝4名 なし＝3名

【身体危害例】

- ・ゴマージュで赤く湿疹、湯たんぽで低温火傷、化粧品によるカブレ、肌に赤い湿疹
- ・医師あるいは医療機関との提携の有無
ある＝3名 なし＝4名
- ・社内新人教育の期間
3ヶ月＝2名 6ヶ月＝2名

Fグループ（中小個人サロン技術者及びオーナー技術者7名）

- ・サロンでの実務経験の有無
ある＝7名 なし＝0名
- ・サロンでの実務経験年数（平均）
約12年
- ・エステティシャンとしての教育を初めて受けたところ

理美容学校＝1名 エステティック専門学校＝2名 入社後の社員教育＝4名

- ・エステティックサービスによる身体危害の経験

ある＝1名 なし＝6名

【身体危害例】

- ・カップリング技術による皮膚トラブル（細かい水疱）、電気脱毛による火傷
- ・医師あるいは医療機関との提携の有無
ある＝3名 なし＝4名
- ・社内新人教育の期間
3ヶ月＝3名 6ヶ月＝1名

《調査結果》

●テーマ1

「エステティックサービスによる消費者への身体危害が発生していることを知っているか？また、そういった現状のあることを生徒やスタッフにどのように伝えているか？」について

全6グループにおいて、エステティックサービスによる消費者への身体危害が起こっている現状（危害の内容や報告されている件数等）の認識が低いようだ。

エステティシャン養成校では、認定資格を取得するためのテキストに準じた教育が優先され、学校卒業後に生徒たちが直面するであろう危険性やその対策等についてはあまり論じられていないのが現状のようだ。決められたカリキュラムに沿って一定時間内に授業を消化することに追われ、理論よりも技術の習得に力が注がれている傾向が強い。また、

サロンの実務経験のない講師がいることも、サロン現場と乖離した教育の一因になっていると思われる。

養成校を卒業した生徒を受けて入れているサロン側では、それぞれのサロンの営業方針や営業種目に合わせた方法で、約3ヶ月程度の新人教育を実施しているが、現在のエステティシャン養成教育については、消費者への身体危害トラブルも含めて実践的な教育時間・内容等の教育不足に、サロン現場は不満を感じている。

●テーマ2

「エステティックサービスによって消費者への身体危害の起こる理由をどのように考えているか？」について

エステティシャン養成校に対して、実践的な教育不足をサロン側は指摘しているが、養成校からは、身体危害を防ぐために徹底すべき衛生管理等がなされていないと指摘があった。きちんと教育したところで、忙しさを理由に実践されていないと、生徒からの話が報告された。

実際に、大手サロンでは各店舗ごとの細部にわたる管理監督は現実的に困難であり、各店舗の責任者に委ねているケースが多い。またノルマ達成を理由に、多忙時の衛生管理の実態についてはルールが守られているとはいいがたく、再度、教育を徹底するとともに、点検方法等を見直したいと話していた。

安易にエステティック機器に頼るサービス内容そのものにも、危害発生の要因があると、全グループから指摘があった。そうした指摘の背景には、エステティック機器を使用する際の適正な情報等が乏しいことを挙げている。

エステティック機器を販売する業者自体が、機器の安全・危険情報をあまり把握しておらず、適正な使用方法やトラブル発生時の対応について、サロンや技術者の疑問には答えられないのが状況だという。

さらに、サロンから報告されたトラブル情報を、業者自らが販売のために活用するといった、他力本願なビジネス姿勢にはサロンからの不満の声は多い。

使用方法の簡便さや効能が宣伝されるあまり、知識も技術もない技術者に施術を任せてしまう結果となり、それが身体危害の原因になっているという。

中小個人サロンの技術者及びオーナー技術者からは、お客とのコミュニケーション（施術に関わる事前の説明）不足が一番の原因として挙げられた。知識や技術があったとしても、お客とのコミュニケーションがとれていなければちょっとしたことが大きなトラブルとして扱われることになるという。逆に、コミュニケーションが取れていればトラブルとして表面化することはないと言い切る。中小個

人サロンでは消費者への身体危害が自サロンの死活問題に発展する危険性を含んでいるため、経営者自らが技術者としての目でサロンを監視し、技術・知識の不十分な技術者には施術をさせず、緊急時への対応は常に出来ているという。

●テーマ3

「消費者への身体危害をどのようにすれば防ぐことができると思うか？」について

サロン現場では、知識や技術の未熟な技術者に難しい施術を担当させない、というのが身体危害防止の共通認識にはなっているが、大手サロンと中小個人サロンとでは、経営方針や営業内容の違いがそのまま反映された回答となっている。

大手サロンの場合は、新人教育もさることながら、サロンの管理責任者の再教育、サロン間の連絡システムの再整備（特に危害情報に関する一元化）と徹底を身体危害の防止策として挙げている。また店舗数が増えれば増えるほど各店舗ごとの管理責任者の資質が問われることになり、売上管理だけでなく、サロン内環境や技術者一人ひとりの定期的な技術レベルのチェック、新メニュー導入時の社内講習会の定期開催等を視野に入れている。

中小サロンでは、お客との円滑なコミュニケーションを前提に、カウンセリング力を高めるための

さらなる教育をテーマにしている。カウンセリング力を高めることによって、すべてお客の希望をそのままに施術するのではなく、実行の無理な希望に対しては、それを断られるモラルの向上にもつながるといふ。

エステティシャン養成校の課題としては、サロン現場で行われている各種施術に対する適正な情報の提供、エステティシャンとしての人格形成につながる教育、さらには卒業後の再教育の実施など、技術者として適正なサービスの提供につながる教育の見直しをあげている。

また全体的には、消費者への身体危害情報の開示と防止に向けた業界全体での取り組みの必要性を訴えている。公的な資格制度が確立されていないエステティック業界において、統一した衛生管理等の方法（洗浄や消毒方法、使い捨て備品類等の指定）、統一した教育カリキュラム等の整備が、エステティシャン全体のレベルアップと適正なサービスの提供につながるものとしている。

危害情報の開示については、医師等の専門家との情報交換の場も合わせて構築することを望んでいる。現状として、医師等の専門家との個別の連携に対応できないサロンもあることから、危害防止への具体的な対策、あるいは危害が起こった場合の適正な対応方法等

について、公の場で専門家からのアドバイスを受けられることに期待する声は多い。

●テーマ4

「身体危害防止に役立つような技術者向けのテキストは必要か？また、どのような内容のテキストが望ましいと思うか？」について

6グループ共通して、実務的な内容のテキストを希望している。その一番の理由は、一人ひとりのお客に対してエステティック施術を提供して良いか悪いか、明確な判断をするための材料（ケーススタディ）になる教材がないことを挙げている。

具体的には、皮膚疾患や感染症の事例集（臨床写真と解説）、エステティックサービスによる危害事例集（臨床写真と解説）、薬に関する基礎知識集、などを教材として欲しているが、エステティシャン自らが施術の判断のためだけに用いるのではなく、お客に対して施術を断る際の裏付けとしても活用したいという。

(3)「エステティックサービスの実地体験調査」

《調査目的》

サロン規模（店舗数、技術者数）、営業種目等の条件で選出したエステティックサロン計58店舗に赴き、提供しているサービス内容、衛生管理の状態、担当技術者の知識レベル、身体危害が起こった場合の対応等について、調査した。

《調査方法》

主任研究者及び分担研究者2名、研究協力者2名（いずれも皮膚科医）の計5名が個別にサロンを訪問し、医師の立場から施術体験、及び会話等を通じてサロン内の設備等の環境、技術者の知識レベル等について調査した。

《調査結果》

●施術体験したサロンの営業形態

- ・エステ専門店 53店
- ・化粧品メーカー店 3店
- ・理美容室 2店

●施術体験した営業種目（複合）

- ・フェイシャルケア 38件
- ・痩身ケア 1件
- ・ボディケア 17件
- ・フットケア 2件

●肌状態の判断

- ・正確 7店
- ・やや正確 38店
- ・やや不正確 12店
- ・不正確 1店

●施術方法

- ・良い 6店
- ・やや良い 42店
- ・やや悪い 9店
- ・悪い 1店

●既往症への回答

- ・良い 4店
- ・やや良い 41店
- ・やや悪い 11店
- ・悪い 2店

●施術効果の説明

- ・良い 5店
- ・やや良い 44店

・ やや悪い	9 店	・ やや良い	13 店
・ 悪い	0 店	・ やや悪い	11 店
● 施術に関する安全性の説明		・ 悪い	0 店
・ 良い	7 店	● 蒸しタオルの衛生状態	
・ やや良い	33 店	・ 良い	41 店
・ やや悪い	16 店	・ やや良い	10 店
・ 悪い	2 店	・ やや悪い	7 店
● 使用する化粧品の説明		・ 悪い	0 店
・ 良い	9 店	● 施術室全体の衛生管理状況	
・ やや良い	31 店	・ 良い	18 店
・ やや悪い	18 店	・ やや良い	26 店
・ 悪い	0 店	・ やや悪い	13 店
● 使用する機器の説明		・ 悪い	1 店
・ 良い	9 店	● トイレの衛生状況	
・ やや良い	21 店	・ 良い	24 店
・ やや悪い	18 店	・ やや良い	21 店
・ 悪い	1 店	・ やや悪い	12 店
・ 機器の使用なし	9 店	・ 悪い	1 店
● ホームケアの説明		● トイレ内に手指洗浄するものがある	
・ 良い	9 店	・ ある	33 店
・ やや良い	34 店	・ ない	15 店
・ やや悪い	12 店	● 施術担当者の総合的な知識レベルの評価（1客に対し複数名が施術担当したケースも含む）	
・ 悪い	3 店	・ 豊富な知識を正しく持っている	2 人
● 施術によって皮膚に変調が起こった場合の説明		・ 正しい知識を持っている	28 人
・ 良い	8 店	・ 知識の量は少ないが正しい	14 人
・ やや良い	27 店	・ 間違った知識を持っている	8 人
・ やや悪い	20 店	・ 間違った知識を豊富に持っている	5 人
・ 悪い	3 店	・ 知識はあまりない	1 人
● 施術担当者の身だしなみ			
・ 良い	40 店		
・ やや良い	13 店		
・ やや悪い	5 店		
・ 悪い	0 店		
● 備品類の整理・管理の状況			
・ 良い	34 店		

●まとめ

実地体験調査は、技術者（施術担当者）の知識レベル、サロン内の衛生管理の状況を把握することに主眼をおき実施した。

施術担当者個々の知識レベルの差については過去の調査でも判明していたが、総体的な評価として得られた「知識量は少ないが正しい」「間違った知識を持っている」

「間違った知識を豊富に持っている」「知識はあまりない」を合わせると、約半数の技術者の知識レベルに不安を感じた。そのうち、全く知識を有しないと判断される技術者が約24%いたことは、消費者への身体危害防止の観点からは非常に問題である。

豊富な正しい知識を有することが望ましいが、間違った知識を正しいと誤認している状況がある点、さらには、そのまま消費者に施術サービスを提供している現状は早急に改善を要する。

少なくとも知識の誤認を正し、正確な知識を身につけられるような教育内容に見直すことは不可欠と考える。

また、衛生管理の状況に関しては総体的にはそれなりの評価はできるが、やはり「やや悪い」「悪い」といった評価がある。これはエステティックがサービス業である以上、業界全体のイメージダウンにつながりかねない。そして、感染症等から技術者自身が身を守り、

あるいは技術者が感染の媒介にならないためにも、さらに徹底して管理・監督していく必要があると思われる。

D. 考察

我々は過去の調査により、エステティックサービスによって消費者への身体危害が起こる大きな要因として、次の2点を想定した。

- ①エステティックサービスを提供する個々の技術者（以下エステティシャンと表記）の知識レベルに差異がある
- ②サロン内の衛生上の管理に対する意識の低さとサロン現場での衛生管理の不徹底

この調査結果に基づいて、平成15年度は教育現場及びサロン現場における技術者育成の課題と、エステティック業界及び各サロン現場で実施すべき具体的な身体危害防止策の取り組みについて調査研究を行った。

まず、エステティシャンの知識に関するアンケート調査では、化粧品とハンドマッサージによるスキンケアがエステティックサービスの主体だった時代から、多種多様な施術サービスを提供することが当り前の時代になった今日、新たな営業種目に対応できない従来型の基礎教育内容には不満の声が多いことが分かった。特に、知識や理論教育が不十分だったとする回答の背景には、やはり技術習得、認定試験合格のための教育が主流とな

り、応用の利かない・実践の場で活かさない基礎理論の教育が行われていると思われる。既就業中の多くの技術者が、教育現場における「実践的な教育」を望んでいる点もこの裏付けといえる。

また、化粧品の技術革新やエステティック機器の進歩もあって、誰でも簡単に使えてそれなりの効果が得られるようになり、ますます化粧品や機械に依存する傾向が強まり、知識や理論の教育が軽んじられる傾向もうかがえる。

現に、売上ノルマ達成を最優先に、機械の操作方法しか知らないような技術者が施術サービスを提供すること自体が身体危害を増加させることにつながりかねない。

新しい化粧品や機器を使用する時こそ、必要不可欠な知識・技術を先に身に付けさせるべきである。

消費者への身体危害を防止する具体策として、技術者の立場からは異口同音に「皮膚疾患や感染症等」にかかわる知識の習得、人の皮膚に直接手を触れる職業人としての「倫理観」や、感染症等からお客あるいは技術者自身の身を守るための「衛生管理」の知識と実践の場での徹底を挙げている。しかし、約 11,000 店の事業所にこれらを徹底させには、まず「人の皮膚に直接手を触れる職業人」としての意識改革（モラルアップ）が必要であり、その上で、知識レベルや技術レベルを高めるための講習会、

あるいは医師等の専門家との情報交換・交流の場をエステティック業界として構築する必要があると考える。

年間約 500 件ものエステティックサービスによる身体危害が起きている現実と真摯に向き合い、危害の起こった原因、危害を防止するための新しい情報等々を公の場で学習し、それをエステティシャン養成校ならびに各サロン内での技術者教育に活かしていくことが望ましいと思う。

E. 結論

現在主流となっているエステティシャン養成の教育は、作用の緩和な化粧品と技術者のハンドマッサージによる施術サービスの提供が前提になって行われている。つまり、スキントッチによる官能的な気持ち良さやリラクゼーション、皮膚表面のケアを行う程度のエステティックサービスであれば身体危害の可能性も低く、年間 1,200 時間程度の教育でも十分といえる。

しかし現状では、エステティックサロンで提供するサービス内容が多種多様化し、従来の教育内容や時間数では補いきれないサービスを提供するようになっている。

特に、新しい化粧品や新しい機械を使いこなすためには裏付けとなる新たな知識や理論教育が必要であり、また、皮膚疾患や感染症などについても常に新しい知識教育

や技術教育が必要になる。

とするならば、リラクゼーションだけを目的としたエステティック教育を受けた技術者が、未知の分野の施術サービスに対応することは、安全性も含めてほとんど裏付けのない施術行為になり、身体危害が起こる可能性は高くなる。

提供するエステティックサービスの質や内容によって、学習要綱や教育カリキュラム等を組み直し、個別の技術者に対して施術資格を与えるようなことも、視野に入れておく必要がある。

様々な身体危害の事例を見ても、現状の施術サービスに見合った基礎的な知識不足は否めない。その結果、なぜトラブルになったのか、事後にどのように対応すればいいのかが理解できていない。そして、同じようなトラブルを繰り返して業界の信頼を失墜させる悪循環に陥っているといえる。

エステティックサロンの現状に見合った最新情報（皮膚疾患や感染症、衛生管理等）が学習できる教育カリキュラムの見直しや教材等の整備は急務である。

さらに、医師等の専門家を交えながら実際に起こった身体危害について公の場で情報を公開し、その原因や対策について広く意見交換や情報交換を行うことも、正しい情報を共有するといった観点から消費者への身体危害防止に役立つと思われる。

本調査研究が、エステティック業界全体で「消費者への身体危害の防止」に取り組むための指針となることに期待する。